

平成31年度 地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額調

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 798,000千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 17,592,005千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

分 類	項 目	予 算 額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金 （社会保障財源化 分）	その他
社会福祉	心身障害者福祉費 高齢者福祉費 児童運営費 保育所費 扶助費 など	11,982,735	6,676,723	67,500	1,088,025	370,631	3,779,856
社会保険	国民健康保険費 介護保険費 後期高齢者医療費	4,586,264	808,352	—	—	337,361	3,440,551
保健衛生	予防費 健康増進費 診療所費 病院費 など	1,023,006	10,525	—	4,534	90,008	917,939
合 計		17,592,005	7,495,600	67,500	1,092,559	798,000	8,138,346

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の平成31年度予算額の17分の7に相当する額としています。